

国分寺市旧庁舎用地利活用事業『要求水準書』に対する質問への回答 令和7年5月16日

| No. | 頁  | 該当箇所 |     |   |   |    |                    | 質問内容                                                                                                                                   | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|----|------|-----|---|---|----|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |    | 1    | (1) | ① | ア | 1) | 項目名                |                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 1   | 2  | 1    | (2) | ② |   |    | 本事業のコンセプト          | 市が求める「未来の恋ヶ窪のためのSDGsの達成」とは、具体的に何でしょうか。                                                                                                 | 第2次国分寺市総合ビジョンでは、市が推進する施策を31の分野に区分し、また該当するSDGsを示しております<br>これらも踏まえ、未来の恋ヶ窪のためにより有効と思われる施策やそれを推進する機能等の提案を期待します。                                                                                                                                                                                                        |
| 2   | 8  | 1    | (9) | ① |   |    | 主な法令等              | 本事業において開発行為に該当する事項はありますでしょうか。                                                                                                          | 提案される事業の計画内容により該当するか否かは異なります。一般的に、土地の区画形質の変更を行う場合には、開発行為に該当するとされます。<br>なお、まちづくり条例に基づく市道北58号線及び61号線の道路後退については、都市計画法の開発行為には該当しません。                                                                                                                                                                                   |
| 3   | 15 | 2    | (1) |   |   |    | 事業全体に関する要求水準       | より魅力的で利便性の高い複合公共施設とする為、要求水準を超えた提案をする事は可能でしょうか。（例：民間活用敷地の地下部に複合公共施設として駐車場やフリースペース等を設置する等）                                               | 要求水準書に規定する要求水準を遵守した上で、要求水準を超えた提案を行うことは可能です。<br>ただし、複合公共施設整備事業において整備する施設は公共敷地に、民間活用事業において整備する施設は民間敷地に整備してください。また、駐車場については、要求水準書49頁に記載した台数を除き、民間敷地内に整備することとしています。                                                                                                                                                    |
| 4   | 15 | 2    | (1) | ② | ア |    | 複合公共施設整備事業         | 荷捌きで搬入を想定しているものの種類や頻度は、どの程度でお考えでしょうか？                                                                                                  | 荷捌き用駐車場からの搬入については、図書、施設運用に係る物品、多目的室の利用に関する物品などを想定しております。<br>その他庁内交換便などを含め、1回15分程度が主ですが休館日以外は毎日荷捌きスペースの使用が見込まれます。                                                                                                                                                                                                   |
| 5   | 16 | 2    | (1) | ② | イ |    | 民間活用事業             | 複合公共施設利用者用駐車場については、専用ではなく、共用としての確保でも宜しいでしょうか。                                                                                          | 「実施要領」に対する質問のNo. 69をご参照ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 6   | 16 | 2    | (1) | ② | イ |    | 駐輪場                | 民間部分の台数や屋根の有無等要求水準がございますでしょうか。                                                                                                         | 民間敷地に整備する駐輪場に関する要求水準はありませんが、整備にあたっては、関係法令等を遵守してください。                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 7   | 16 | 2    | (1) | ② | イ |    | 民間活用事業             | ぶんバスの停留所及びバス通行路について、「設置に当たっては、国分寺市建設環境部交通対策課、国土交通省などの関係諸官庁及びバス運行事業者と協議の上、決定すること」とありますが、募集期間中に当該課等へ相談に伺っても問題ないでしょうか。                    | 「実施要領」に対する質問のNo. 53をご参照ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 8   | 16 | 2    | (1) | ② | イ |    | 民間活用事業             | 喫煙所面積想定8.81㎡（3.9m×2.26m）は何かの仕様寸法でしょうか。                                                                                                 | コンテナ型喫煙所の規格寸法を目安として記載しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 9   | 16 | 2    | (1) | ② | イ |    | 喫煙所                | 喫煙所は屋内の想定でしょうか。<br>屋外、軒下空間で検討してもよろしいでしょうか。                                                                                             | 喫煙所は民間施設内又は別棟とし、屋内に設置してください。屋外や軒下空間には設置しないでください。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 10  | 18 | 2    | (1) | ③ |   |    | 敷地条件               | まちづくり条例で道路拡幅が必要な幅は市道北58号で6m、市道北61号で5mと判断して良いか？<br>またその際のセットバックした敷地範囲、敷地面積等資料提供をお願いできないか？セットバックした敷地の範囲で3200㎡必要かどうか？                     | 市道北58号線、市道北61号線ともに、道路中心線（元道がある場合は元道の中心線）から3m以上の道路後退が必要となります。<br>道路後退後の敷地の範囲で3,200㎡が必要です。                                                                                                                                                                                                                           |
| 11  | 17 | 2    | (1) | ③ |   |    | 敷地条件               | 追加調査を行うタイミングに指定はありますか。                                                                                                                 | 追加調査が必要な場合は、基本協定締結後より実施可能です。ただし、既存施設等の解体工事に支障がない状況で実施してください。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 12  | 17 | 2    | (1) | ③ |   |    | 敷地条件               | 請負契約締結後に、追加調査が必要となり調査を行う中で、設計内容に変更が必要となった場合、建設費の変更の協議には応じていただけるという認識でよろしいでしょうか。                                                        | 事業者が行う調査等により、万が一、予見できない事象が発見された場合には、実施要領46頁以降のリスク分担表に沿い市と事業者で協議の上、対応を決定します。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 13  | 17 | 2    | (1) | ③ |   |    | 敷地条件               | 公共施設側敷地と民間施設側敷地は個別引込とあるが、電力、給水、ガス事業者と事前協議済でしょうか。協議により一体引込となった場合、設備計画及びメータ分け、検針・請求業務・請求単価設定など大きく影響しますが、その場合の費用負担は別途協議と考えて良いでしょうか。       | 各インフラ事業者との協議は行っていません。また、複合公共施設敷地と民間活用敷地との一体引込みは想定していません。<br>インフラ事業者の指導等により一体引込みとなった場合の対応については、別途協議のうえ決定します。                                                                                                                                                                                                        |
| 14  | 18 | 3    | (1) | ④ |   |    | 土地利用方針及び全体配置計画の考え方 | 民間施設の貸付面積が募集要項と異なります。どちらが正でしょうか？<br>募集要項（頁10、3,200㎡を下限、100㎡まで拡大）<br>要求水準（頁18、3,200㎡を下限、150㎡まで拡大）                                       | 要求水準書18頁（3,200㎡を下限、150㎡まで拡大）が正となります。<br>実施要領は誤記であり、実施要項10頁「2(9)⑧イ民間活用手事業」の「（3,200㎡を下限とし、100㎡まで拡大を認めるものとする。）」については、「（3,200㎡を下限とし、150㎡まで拡大を認めるものとする。）」とさせていただきます。                                                                                                                                                    |
| 15  | 18 | 2    | (1) | ④ |   |    | 土地利用方針及び全体配置計画の考え方 | 実施要領-P10-⑧イ-民間活用事業では公共施設の整備に要する適切な面積→3,200㎡を下限とし、100㎡まで拡大を認める。要求水準書-P18-④土地利用方針及び全体配置計画の考え方→3,200㎡を下限とし、150㎡まで拡大を認める。とあります。どちらが正でしょうか。 | No. 14をご参照ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 16  | 18 | 2    | (1) | ④ |   |    | 土地利用方針及び全体配置計画の考え方 | 公共施設の適切な面積（3200㎡を下限とし、150㎡まで拡大を認める）と記載ありますが、実施要領10ページイ民間活用事業の項目においては、100㎡まで拡大を認めると記載があります。改めて面積拡大の上限をお示しください。                          | No. 14をご参照ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 17  | 18 | 2    | (1) | ④ |   |    | 土地利用方針及び全体配置計画の考え方 | 「公共施設の整備に要する適切な面積の拡大」について、「150㎡まで拡大を認める」とあるが、【実施要領P10⑧イ民間活用事業】には「100㎡まで拡大を認める」とあります。どちらが正しいでしょうか。                                      | No. 14をご参照ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 18  | 18 | 2    | (1) | ④ |   |    | 土地利用方針及び全体配置計画の考え方 | 公共施設の敷地面積下限を3200㎡と定めているが、拡大を認められる面積が、実施要領では100㎡、要求水準では150㎡と明記されており、どちらが正か？                                                             | No. 14をご参照ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 19  | 18 | 2    | (1) | ④ |   |    | 土地利用方針及び全体配置計画の考え方 | 要求水準書では「適切な面積（3,200㎡を下限とし、150㎡まで拡大を認めるものとする。）」とありますが、実施要領P10では100㎡までの拡大となっております。どちらを正とすればよろしいでしょうか。                                    | No. 14をご参照ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 20  | 18 | 2    | (1) | ④ |   |    | 土地利用方針及び全体配置計画の考え方 | 「（3,200㎡を下限とし、150㎡まで拡大を認めるものとする。）」とありますが、実施要領10Pには、「150㎡」ではなく「100㎡」とあります。どちらが正でしょうか。                                                   | No. 14をご参照ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 21  | 18 | 2    | (1) | ⑤ |   |    | 動線計画               | 「国分寺都市計画道路3・2・8号線からのアクセスを確保すること」とありますが、当該敷地の接道箇所の道路形状についてご教示いただけますでしょうか。                                                               | 都市計画道路と本敷地との接道箇所の道路形状は、東京都公文書情報公開システムにて公表している工事設計書（公文書件名「街路築造工事（6北北―国分寺3・2・8）」、契約番号「06-00527」中、「19図面.pdf」のうち図面番号3、36等）をご確認ください（図中のNo. 91～93の範囲が本敷地との接道箇所にあたります。）。<br>https://kobunsyo-johokokai.metro.tokyo.jp/disclosure/document/search<br>なお、接道箇所における車両乗入れ施設（歩道切下げ）の増設等（自費工事対象）については、事業者決定後に道路管理者（東京都）と協議になります。 |
| 22  | 18 | 2    | (1) | ⑤ |   |    | 動線計画               | 帰宅困難者の想定人数は何人でしょうか？                                                                                                                    | 地域・施設ごとに示されている帰宅困難者の想定人数はありません。別紙資料ー7の記載内容を参考としてください。<br>なお、東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月）においては、市内全域で約1万人以上と想定されています。                                                                                                                                                                                              |

| No. | 頁  | 該当箇所 |     |   |   |    |                       | 質問内容                                                                                                                       | 回答                                                                                                                                                                   |
|-----|----|------|-----|---|---|----|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |    | 1    | (1) | ① | ア | 1) | 項目名                   |                                                                                                                            |                                                                                                                                                                      |
| 23  | 18 | 2    | (1) | ⑤ |   |    | 動線計画                  | 市道北58号が住環境を踏まえ十分配慮とありますが、公共施設の荷捌きを設けても十分配慮したとと判断いただけますか？                                                                   | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                           |
| 24  | 19 | 2    | (1) | ⑦ |   |    | 景観配慮及び施設の外観デザインに関する事項 | 市民ワークショップで挙がった施設の内外装等に関する意見とありますが、ワークショップの概要は添付資料「配置イメージ」以外に開示はされないでしょうか。                                                  | 内外装のイメージに関するものを含め、市民参加に関する情報は、市HPをご参照ください。<br>https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/shisei/torikumi/1023734/1031403/index.html                                         |
| 25  | 19 | 2    | (1) | ⑦ |   |    | 景観配慮及び施設の外観デザインに関する事項 | 道路中心から5,880mmの壁面後退について、一部の避難用外階段や庇等が干渉することは問題ありませんか？                                                                       | 壁面後退については、近隣への圧迫感の軽減のための条件とし記載しています。その上で、庇など軽微なものについては不可とはいたしません<br>が、詳細は設計業務の中での判断といたします。                                                                           |
| 26  | 20 | 3    | (1) | ⑦ |   |    | 景観配慮及び施設の外観デザインに関する事項 | 木材の活用についての市民ワークショップの開催頻度のイメージをご教示願います。                                                                                     | 開催頻度及び内容について事業者提案とします。<br>なお、当市新庁舎建設工事に伴うものとして、小鳥の巣箱やベンチを作成した事例があります。                                                                                                |
| 27  | 21 | 2    | (1) | ⑩ |   |    | 敷地の分割に関する事項           | 境界画定および不動産登記に関わる資料作成の業務は土地家屋調査士の免許、資格が必要となります。<br>事業者がその資格を保有していない場合、当該業務については協力会社への委託等「専門分野に属する業務」として対応するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                           |
| 28  | 21 | 2    | (1) | ⑪ |   |    | バリアフリーに関する事項          | 基本設計において識見者から事前に意見聴取していると記載ありますが、費用に関わる為、事前開示頂くことは可能でしょうか。                                                                 | 基本設計において聴取した意見は、要求水準に反映しています。<br>事前に開示するものはありませんが、記載されている項目における詳細の対応等実施設計業務の中で決定していくものになります。                                                                         |
| 29  | 22 | 2    | (1) | ⑪ |   |    | バリアフリーに関する事項          | 音声ガイドの設置は民間活用事業施設内にも含まれるのでしょうか。設置範囲の指定はございますでしょうか。                                                                         | バリアフリーに関する事項の記載内容については、民間施設においても合理性が認めれる限りにおいて準拠を求めています。また、国分寺市バリアフリー基本構想において、「バリアフリーに関する課題」として、障がい者団体等のヒアリングから、出入り口の音声案内をあげております。<br>民間活用事業施設においても導入の検討をお願いします。     |
| 30  | 22 | 3    | (1) | ⑬ |   |    | 企画提案書、工事等の市民説明        | 企画提案書等の住民説明会の開催とあるが、こちら主催者は国分寺市との理解でよろしいでしょうか？またイメージされる頻度をご教示願います。                                                         | 企画提案書の説明会は、市と事業者による共催となります。説明会は、要求水準書22頁に記載のとおり、2日間の実施を予定しています。1日の複数回開催については、1回あたりの時間を踏まえ、別途協議の上、決定します。<br>事業全体の説明は市にて行い、提案書に係る具体的な説明及びその内容に関する質疑対応等は事業者にて行っていただきます。 |
| 31  | 22 | 2    | (1) | ⑬ |   |    | 企画提案書、工事等の市民説明        | 市民への説明会については、事業実施の背景の説明や事業実施主体である貴市の考えを説明いただくことが重要であると考えております。説明会には市も参加いただくとの認識でよろしいでしょうか。                                 | 企画提案書の説明会については、No.30をご参照ください。<br>その他、着工に先立ち工事説明会等を実施する場合は、事業者の主催となり、その場合においても、必要に応じ市担当者は同席します。                                                                       |
| 32  | 22 | 2    | (1) | ⑬ |   |    | 市民説明                  | 企画提案書の説明会は令和8年2月27、28日想定と記載ありますが、設計の申請関連・着工前の近隣説明以外に住民周知の予定はほかにありますか。                                                      | 市報や市HPへの掲載、広報紙発行など、進捗に応じた各種情報発信を想定しています。また、着工前の工事説明会ではオンライン発信を含めた周知を想定しています。その他予定はありませんが、事業者提案による各種周知を妨げるものではありません。                                                  |
| 33  | 22 | 2    | (1) | ⑬ |   |    | 企画提案書、工事等の市民説明        | 周辺住民から要望・クレーム等があった場合で、設計変更が必要な場合、計画変更の協議は可能でしょうか。また、建物の大幅な概要変更が必要になり、事業収支が悪化する場合、地代の見直しは可能でしょうか。                           | 複合公共施設においては、住民意見等に対応するため計画変更を行う必要があると市が判断した場合は、事業者と協議を行います。<br>民間施設においては、本事業の目的及び審査結果に支障をきたさない範囲において計画変更の協議を行うことは可能です。ただし、貸付料の見直しは行いません。                             |
| 34  | 23 | 2    | (1) | ⑭ |   |    | 仮設工事                  | 既存施設解体時の市民通行路の照明は撤去処分とありますが、計画概要をご指示下さい。                                                                                   | 要求水準書23頁に記載のとおりとさせていただきます。                                                                                                                                           |
| 35  | 23 | 2    | (1) | ⑯ |   |    | 情報発信                  | 情報公開センターの設置とありますが、こちら常駐のイメージでしょうか？                                                                                         | 係員の常駐は条件としていません。                                                                                                                                                     |
| 36  | 23 | 2    | (1) | ⑯ |   |    | 情報発信                  | 情報公開センターは、常駐で人を配置しなくてよいでしょうか。                                                                                              | No.35をご参照ください。                                                                                                                                                       |
| 37  | 23 | 2    | (1) | ⑯ |   |    | 情報発信                  | 情報公開センターへの事業者による係員常駐は必要でしょうか。また、施設の解錠・施錠は事業者が行う想定でしょうか。                                                                    | 係員の常駐は条件としていません。<br>解錠・施錠を含め、設置期間中の管理・運営は事業者にて行ってください。                                                                                                               |
| 38  | 23 | 2    | (1) | ⑯ |   |    | 情報発信                  | 整備期間中の情報公開センターの運営者は貴市であるという認識でよろしいでしょうか。事業者が運営を行う場合、開錠時間内は常駐の人員置が必要でしょうか。                                                  | No.37をご参照ください。                                                                                                                                                       |
| 39  | 23 | 2    | (1) | ⑯ |   |    | 情報発信                  | 情報公開センターは、平日午前8時30分から午後5時開場予定とありますが、盆や年末年始は閉めてもよろしいでしょうか。                                                                  | ご理解のとおりです。作業所の開所日に合わせ運営してください。                                                                                                                                       |
| 40  | 23 | 2    | (1) | ⑯ |   |    | 情報発信                  | 動画作成について、使用する想定があるものがあれば教えてください。                                                                                           | 本事業の紹介、実績報告など各種広報で使用することを想定しています。                                                                                                                                    |
| 41  | 24 | 2    | (2) | ② |   |    | 統括管理業務                | 「統括代理人は、両事業を包括する～」とありますが、「両事業」とは、複合公共施設整備事業と民間活用事業との理解でよろしいでしょうか。                                                          | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                           |
| 42  | 25 | 3    | (1) | ① |   |    | 基本事項                  | 「実施設計業務を行い～」とありますが、提案内容により基本設計業務が発生するのではないかと想定しています。基本設計業務の費用、期間についてはどのように考えればよろしいでしょうか。                                   | 提案内容による整備は、原則として実施要領に示す設計・建設期間に行ってください。費用についても、提案金額にて行ってください。                                                                                                        |
| 43  | 25 | 3    | (1) | ① |   |    | 基本事項                  | 諸室の配置階、仕様、面積等の諸条件が決められておりますが、諸条件の変更等（例：配置階の変更等）はどこまで提案してよいでしょうか。                                                           | 諸室の配置階の変更は認められません。<br>また、その他の諸条件は要求水準書に規定する要求水準を遵守した上で、事業者の創意工夫や独自提案を行うことは可能です。                                                                                      |
| 44  | 25 | 3    | (1) | ② |   |    | 基本設計の参考貸与             | 優先交渉権者の決定後に参考貸与とありますが、費用に係る為、効力として参考程度と考えてよろしいでしょうか。                                                                       | 基本設計は、要求水準を満たす一例と位置付けています。                                                                                                                                           |
| 45  | 25 | 3    | (1) | ② |   |    | 基本設計の参考貸与             | 必要に応じて優先交渉権者に貸与とあるが、貸与に関してなにか条件があるなら明示していただきたい。また、現時点で複合公共施設に細かい要求水準がある為、資格審査通過企業への基本設計の公開検討可能でしょうか。                       | 貸与に関し特に条件はありません。また、要求水準書に記載のとおり、技術提案では要求水準の示す範囲において、機能の配置など積極的な設計内容の提案を求めているため、基本設計図書の貸与は優先交渉権者に行うものとしています。                                                          |
| 46  | 25 | 3    | (1) | ② |   |    | 基本設計の参考貸与             | 参考貸与ではなく基本設計データを共有していただけませんかでしょうか。                                                                                         | 優先交渉権者には、データも貸与いたします。                                                                                                                                                |
| 47  | 25 | 3    | (2) | ② |   |    | 基本事項                  | 耐震安全性の分類において、構造体Ⅱ類以上との指定がありますが、免震の建物の場合は「「構造体Ⅱ類以上」を満たしていると考えて宜しいでしょうか。                                                     | 認定免震部材を用いて適正な審査等の手続を経て設計・建設された免震建物は、大地震時にも損傷なく機能維持できるため、構造体の耐震性能はⅠ類に分類され、「構造体Ⅱ類以上」の要求水準を満たすものと判断されます。                                                                |

| No. | 頁  | 該当箇所 |     |   |   |    |                                   | 質問内容                                                                                                                              | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|----|------|-----|---|---|----|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |    | 1    | (1) | ① | ア | 1) | 項目名                               |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 48  | 27 | 3    | (2) | ② |   |    | 施設の機能及び性能等                        | 1 F に図書館とあるが、2 階でも問題は無いか？                                                                                                         | No. 43のとおり、諸室の配置階の変更は認められないため、図書館は1 階に配置してください。<br>なお、要求水準30頁「3 (2)③イ1）フリースペース《1 階》」に記載の「図書館蔵書を含めた読書や休憩等にも利用できる」機能を、他のフロアのフリースペースにも持たせることを妨げるものではありません。                                                                                                                 |
| 49  | 26 | 3    | (2) | ② |   |    | 施設の機能及び性能等                        | 複合公共施設の2F/3F/屋上のいずれかと民間施設とつなぐ、歩行者ブリッジは計画してよいでしょうか？                                                                                | 事業者提案として、計画することは可能です。<br>なお、計画にあたっての費用・責任は全て事業者負担とします。                                                                                                                                                                                                                  |
| 50  | 28 | 3    | (2) | ② |   |    | 屋上利用促進機能                          | 屋上広場でのイベントについては、ダンス等利用はないものと考えてよろしいでしょうか。耐振動等に配慮した設計とする必要はないと考えてよろしいでしょうか。                                                        | 可能な限り多様な利用方法に対応できるよう計画してください。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 51  | 28 | 3    | (2) | ② |   |    | オープンスペース（外部）                      | 天候に左右されず利用できるよう屋根を設置することとありますが、これは規定の延床面積に含めるという認識でしょうか。                                                                          | 常設の屋根を計画する場合には、要求水準書25頁に記載している延床面積に含めない提案も可能とします。<br>多様な利用方法・運用も踏まえた提案を期待しています。                                                                                                                                                                                         |
| 52  | 29 | 3    | (2) | ③ | ア |    | 交流促進機能の概要                         | 各機能の表の中で、「フリースペース合計900㎡」とあるが、これは建物全体の合計という認識で相違ないでしょうか。また、各階ごとの面積指定はございますでしょうか。                                                   | 「フリースペース合計900㎡」とは、複合公共施設の建物全体の合計という認識で相違ありません。また、各階ごとの面積指定はございません。                                                                                                                                                                                                      |
| 53  | 29 | 3    | (2) | ③ | ア |    | 交流促進機能の概要                         | 「地下階には、防音スペース5室設ける」とあるが、この防音スペースは、「フリースペース合計900㎡」の中に含まれているのでしょうか。もしくは、別途設けるという意味合いでしょうか。                                          | 防音スペースは、「フリースペース合計900㎡」の中に含まれます。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 54  | 29 | 3    | (2) | ③ |   |    | 整備諸室等に関する要求水準                     | オープンスペースは公共施設の敷地内のどの位置で想定しているのか。                                                                                                  | オープンスペースの配置については、要求水準書18頁「2 (1) 基本・共通事項」や、同28頁「3 (2)②施設の機能及び性能等」、同32頁「3 (2)③イ4）オープンスペース」等に記載の内容を踏まえ、事業者において提案してください。                                                                                                                                                    |
| 55  | 29 | 3    | (2) | ③ | ア |    | 交流促進機能の概要                         | オープンスペースの規模が300㎡以上とありますが、分散配置などの提案は可能でしょうか。またオープンスペースの条件として青空空間という認識でよろしいでしょうか。建物底やピロティなど半屋外空間はオープンスペースに含めないという考えでよろしいでしょうか。      | オープンスペースは、民間施設との連携にも活用する観点から、複合公共施設北側の1 階外部にまとまって設けることを原則としています。建物底下はオープンスペースとして含めてかまいません。<br>なお、連続した空間形成や効果的な空間活用のため、オープンスペースに隣接してピロティを計画するすることも可能ですが、その場合の考え方として、ピロティはオープンスペースの面積には含めないこととします。                                                                        |
| 56  | 30 | 3    | (2) | ③ | イ | 1) | 地下階・競技場                           | 「防振に配慮し、浮き床とすること」とありますが、ボックスインボックス構造を想定されていますか。                                                                                   | ボックスインボックス構造を想定したものではありません。ご指摘の箇所以外で「浮き床」と記載のある室についても同様となります。ただし、事業者の提案を制約するものではありません。                                                                                                                                                                                  |
| 57  | 31 | 2    | (2) | ③ | イ | 1) | フリースペース（配置階：各階）                   | 電位治療器の設置が想定されていますが、機種等想定していれば、教えてください。                                                                                            | 生きがいセンターとくらで現在設置している機器は「スカイウェル SW-9000H-pc」であり、同等品の導入を想定しています。                                                                                                                                                                                                          |
| 58  | 31 | 3    | (2) | ③ | イ | 1) | フリースペース（配置階：各階）                   | 吹き抜けを設け、施設全体の一体性を持たせるとありますが、3 階から1 階までの吹き抜けを設けると考えてよろしいでしょうか。                                                                     | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 59  | 32 | 3    | (2) | ③ | イ | 2) | 屋上広場                              | 「令和7年5月に国分寺市が実施するオープンハウス」とありますが、具体的にはどのように実施されるのでしょうか。                                                                            | 市HPをご参照ください。<br><a href="https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/shisei/torikumi/1023734/1031403/1034063.html">https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/shisei/torikumi/1023734/1031403/1034063.html</a>                                                                         |
| 60  | 32 | 3    | (2) | ③ | イ | 2) | 屋上広場<br>基本仕様・要件                   | フラクタル日よけの設置について、どの程度の面積が必要とお考えでしょうか。                                                                                              | 施設の居心地の良さを生み出すと機能として、また環境配慮など様々な視点を踏まえ、適切な規模を提案してください。                                                                                                                                                                                                                  |
| 61  | 32 | 3    | (2) | ③ | イ | 3) | ピロティ                              | ピロティの規模について、想定規模があればご提示ください。                                                                                                      | 施設の立ち寄りやすさや居心地の良さを生み出し、ひいてはまちのにぎわいの創出にもつながる機能であることを踏まえ、適切な規模を提案してください。                                                                                                                                                                                                  |
| 62  | 32 | 3    | (2) | ③ | イ | 3) | ピロティ（配置階：1 階）                     | フリースペースは屋外で、それ以外の1階配置予定の機能は窓ガラス等で区切り、屋内の認識で相違ないでしょうか。                                                                             | フリースペース（「オープンスペース」とは異なります。）は屋内に設置し、ピロティとの連続性にも配慮した計画としてください。                                                                                                                                                                                                            |
| 63  | 32 | 3    | (2) | ③ | イ | 3) | ピロティ（配置階：1 階）                     | 「容易に不適正な持出しができないように空間にすること」とは、具体的にどのような空間をイメージしているのか教えてください。                                                                      | 利用者にとっては、本を持ち出すことも可能な自由度の高いエリアとする一方、一定の管理下にあることの両立を求めています。                                                                                                                                                                                                              |
| 64  | 32 | 3    | (2) | ③ | イ | 3) | ピロティ（配置階：1 階）                     | 倉庫設置は、屋外・屋内どちらでも問題ないのでしょうか。                                                                                                       | ピロティに直接面し、ピロティ側からの使用が可能なものとしてください。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 65  | 32 | 3    | (2) | ③ | イ | 4) | オープンスペース                          | 市主催のイベントとしては、具体的にはどのようなものを想定していますか。                                                                                               | 集約される施設・機能に関連する催し（恋ヶ窪公民館の主催事業や生きがい交流事業等の一部）のほか、新たな施設として従来になかったイベントも積極的に取り組む想定です。<br>これまでに旧庁舎の駐車場で実施していた代表的な催しとしては、ぶんじふれあい市が挙げられます。                                                                                                                                      |
| 66  | 33 | 3    | (4) | ③ | イ | 4) | プール事業（30名定員とし、ビニールプールを市で準備して実施する） | プール事業に参加される方の対象年齢層、使用するビニールプールの個数、規格（寸法）、使用時は日焼け止め対策の日除け（開閉式？）が必要かお示し下さい。                                                         | プール事業の対象は未就学児です。参加人数により、大小様々なビニールプール（最大5つ）、たらい（最大2つ、直径60cm程度）を配置し既存公民館で実施しています。<br>プール参考寸法は以下のとおりです。<br>・305cm×183cm、・373cm×234cm、・280cm×160cm、<br>・円形（直径133cm、100cm）<br>また、事業実施スペース及び付添い保護者のための日除けは必須です。その他、にぎわい創出に資する快適な外部空間整備のため、有効な暑さ対策やプール事業の実施場所を含めたより良い提案も期待します。 |
| 67  | 33 | 3    | (4) | ③ | ウ | 1) | 福祉センター・生きがいセンター　とくら               | 「リオンホールと同等機能」とのことですが、リオンホールの現況図面や仕様は提示していただけますか。                                                                                  | 要求水準書37頁「3 (2) ③ エ 3）多目的室②・③・④（配置階：地下階）」の基本仕様・要件を満たすことでリオンホールと同等の機能・仕様を満たすこととなります。                                                                                                                                                                                      |
| 68  | 35 | 3    | (2) | ③ | ウ | 7) | 外部空間                              | 駐車場の上部に屋根を設置又はピロティとあるが、この際の高さの指定はありますか。最低何メートル以上というのがあればご教授願います。                                                                  | 2 t 宅配車両、ハイエスクラスの車両が出入りでき、乗降、荷下ろしが可能な高さの確保が必要です。高さ3 m程度の確保を目安としています。                                                                                                                                                                                                    |
| 69  | 36 | 3    | (2) | ③ | エ |    | 諸室ごとの整備内容・仕様等                     | 規模が示されていない諸室については、全体の規模を守りながら事業者にて任意に設定するという理解で宜しいでしょうか。                                                                          | 諸室の規模は、要求水準書36ページ以降に定められた諸室の「規模等」を基に、事業者提案により面積を設定してください。なお、提案にあたっては要求水準書33ページ「3 (2)③ウ 整備諸室の概要」もご参照ください。                                                                                                                                                                |
| 70  | 36 | 3    | (2) | ③ | エ |    | 諸室ごとの整備内容・仕様等                     | 面積等の数量が想定等記載されていますが、この数量前後何％くらいが求められる水準となるかご定義ください。                                                                               | 示されている数量以上を確保することを原則とします。ただし、機能や使用方法等に支障がないことを事業者が検証し、市が認めた場合は下回ることができるものとします。                                                                                                                                                                                          |
| 71  | 41 | 3    | (2) | ③ | エ |    | 諸室ごとの整備内容・仕様等                     | 備品、設備機器、各種配線について、一部市が用意する旨の記載がありますが、同じものでもその記載のないものもあります。（例：ブックポストP. 34、P. 41）公募期間内に整理したものをご提示いただく、もしくは協議の中で決めていくという認識でよろしいでしょうか。 | 要求水準書にて「別途」としている家具、什器、備品は市にて調達します。<br>ブックポストについては、外部から本の返却ができる返却口は事業者にて整備、図書作業室内に設置するブックポスト（収納箱）は備品とし、市で準備することとします。                                                                                                                                                     |
| 72  | 36 | 3    | (2) | ③ | エ | 1) | 競技場（配置階：地下階）                      | 規模等について、弓道場と合わせて約800㎡と記載ありますが、3階に配置する弓道場（射場・的場・矢道含む）と競技場を合わせて800㎡以内という認識でしょうか。                                                    | 競技場及び弓道場の規模は、競技場と弓道場（射場と的場）を合わせて「約800㎡（800㎡以内ではありません）」となり、弓道場の「矢道」は含まれません。                                                                                                                                                                                              |

| No. | 頁  | 該当箇所 |     |   |   |     |                    | 質問内容                                                                                                                    | 回答                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|----|------|-----|---|---|-----|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |    | 1    | (1) | ① | ア | 1)  | 項目名                |                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                      |
| 73  | 36 | 3    | (2) | ③ | エ | 1)  | 競技場                | 「40人程度の観客スペースを配置」とありますが、大会開催時の椅子やテーブル等の備品も昼同様、市でご用意いただける認識でよろしいでしょうか。                                                   | ご理解のとおりです。<br>ただし、要求水準書70頁「3 (3)②エ 家具・什器・備品に係る実施設計における選定等業務」に記載のとおり、本事業において選定する事業者において、複合公共施設に設置する家具・什器・備品の提案を行っていただきます。                                                                                                             |
| 74  | 37 | 3    | (2) | ③ | エ | 3)  | 多目的室②・③・④（配置階：地下階） | スクール形式90席～135席については、一人当たり3㎡を目安にと記載ありましたが、シアター形式260席の場合も同様に一人当たり3㎡を目安にすればいいのでしょうか。                                       | 一人あたり 3 ㎡は、スクール形式時の目安として示しています。シアター形式時の一人あたりの面積は特に示していませんが、適切な計画となるよう提案してください。                                                                                                                                                       |
| 75  | 37 | 3    | (2) | ③ | エ | 3)  | 多目的室②・③・④          | 「リオンホール同等の機能・仕様とし、」とありますが何か資料を開示いただけるのでしょうか。                                                                            | No. 67をご参照ください。                                                                                                                                                                                                                      |
| 76  | 45 | 3    | (2) | ③ | エ | 21) | 弓道場                | 「倉庫を設けること」とありますが、収納するものの想定があればご教示いただきたいです。                                                                              | 要求水準書に記載のとおり、弓道場に設ける倉庫には、一般的な掃除用具（ほうき、ちりとり、バケツ、モップ等）を収納する予定です。                                                                                                                                                                       |
| 77  | 46 | 3    | (2) | ③ | オ | 1)  | 倉庫（配置階：各階）         | 規模等についてですが、地下階：180㎡、1階：20㎡、2階：80㎡、3階：20㎡と記載ある為、この各階の㎡数を目安に道具入れと倉庫を設置し、建物全体で各階の道具入れと倉庫合わせて合計300㎡になるようにするという認識で相違ないでしょうか。 | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                           |
| 78  | 48 | 3    | (2) | ③ | オ | 6)  | 休憩室                | 「事務室に近接し、」と記載ございますが、1階に配置する市民サービスコーナー・事務室のことでしょうか。<br>その場合、設置会が異なりますが近接とはどのようなイメージをお持ちでしょうか。                            | 誤記のため、要求水準書48頁「3 (2)③オ6）休憩室」の「・事務室に近接し、職員の休憩の用途に用いる。」については、「・職員の休憩の用途に用いる。」とさせていただきます。<br>休憩室は3階に配置してください。                                                                                                                           |
| 79  | 49 | 3    | (2) | ③ | オ | 10) | 駐車場                | 公共敷地内には必要台数の車椅子駐車場及び荷捌き駐車場を設けて、その他一般の利用者用の駐車場は民間敷地内(民間施設内)に設けて、民間活用事業において整備・運営すると理解してよろしいでしょうか。                         | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                           |
| 80  | 49 | 3    | (2) | ③ | オ | 10) | 駐車場（配置階：1階）        | 「充電設備」の仕様は事業者提案でよろしいでしょうか。                                                                                              | 要求水準書62頁の記載の災害時の機能も含め、要求水準を満たすものであれば対応可能とします。                                                                                                                                                                                        |
| 81  | 49 | 3    | (2) | ③ | オ | 10) | 駐車場（配置階：1階）        | 原則、市道北58号線からのアプローチとすると記載ありますが、提案として59号線側の設置は不可という事でしょうか。<br>また、58号線が原則となっている理由と合わせてご教授願います。                             | 安全性確保の観点から、公共施設・民間施設・オープンスペースをつなぐ歩行者のメイン動線と車両動線との分離が必須とすることから、「原則」としています。<br>敷地全体において、歩車動線における安全性確保を満たした上での提案は可能とします。                                                                                                                |
| 82  | 50 | 3    | (2) | ③ | オ | 11) | 駐輪場等（配置階：1階）       | 自転車120台以上・シェアサイクルステーション7台は、必ずセットでの配置が必要でしょうか。                                                                           | セットでの配置に限定するものではありません。<br>なお、自転車120台の配置については、No. 83の回答をご参照ください。                                                                                                                                                                      |
| 83  | 50 | 3    | (2) | ③ | オ | 11) | 駐輪場                | 「市道北58号線からアプローチするものとする」とありますが、市道北59号線からのアプローチも必須でしょうか。                                                                  | 市道北58号線からのアプローチに限定するものではありません。また、駐輪場の分散配置も可能です。利便性や安全性に配慮した提案をお願いします。                                                                                                                                                                |
| 84  | 50 | 3    | (2) | ③ | オ | 11) | 駐輪場等（配置階：1階）       | 市道北58号線からのアプローチとすると記載ありますが、これは必須でしょうか。59号線側に配置可能かご教授ねがいます。                                                              | No. 83をご参照ください。                                                                                                                                                                                                                      |
| 85  | 50 | 3    | (2) | ③ | オ | 11) | 駐輪場等（配置階：1階）       | 現状の駐輪場は市道北58号線からダイレクトに停める事が出来ますが、これについては、提案時もダイレクトに停めれる仕様でも問題ないでしょうか。                                                   | 提案にもよりますが、自転車往来時の安全性確保のため、敷地内に通路や方向転換スペースを確保することが望ましいと考えます。                                                                                                                                                                          |
| 86  | 56 | 3    | (2) | ③ | キ | 4)  | 図書館システムに係る配管       | BDSシステムの配置計画や仕様等については、事業者の提案でよいという理解でよろしいでしょうか。                                                                         | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                           |
| 87  | 58 | 3    | (2) | ④ | ア | 1)  | 防災性能               | 諸室の一定程度の機能維持とありますが、要求事項上、必ず必要な室をご提示ください。                                                                                | 別紙資料-7に記載の想定室とします。                                                                                                                                                                                                                   |
| 88  | 58 | 3    | (2) | ④ | ア | 1)  | 防災機能               | 「災害時に必要な物品の備蓄」は何人分を何日分などの基準ありますでしょうか。                                                                                   | 避難所避難者等の2日分の食料と1日分の飲料水を市内の防災備蓄倉庫で分散備蓄しています。                                                                                                                                                                                          |
| 89  | 58 | 3    | (2) | ④ | ア | 1)  | 防災性能               | 外構に「むかし井戸」の設置とあるが、対象地は地下何メートルまでの掘削が必要でしょうか？また、PFOSについての見解をご教示願います。                                                      | 本敷地の近傍に設置されている「むかしの井戸」や、地盤調査結果などから、15～20m程度の掘削が見込まれます。また、ポンプは手押し式ポンプの設置となります。なお、井戸の設置後、事業者による水質検査（水道法第4条の規定による対象51項目）の実施が必要となります。<br>PFOSについて、井戸水は生活用水としての使用（飲用不可）となるため、何らかの対策を行うことは考えていませんが、供用開始以降は市にて年に1回の水質検査を実施し、水質の変化を調査していきます。 |
| 90  | 59 | 3    | (2) | ④ | ア | 2)  | 環境性能               | 木材活用に当たって産地認証等と記述がありますが、国産材等のイメージはありますでしょうか？海外の木材も可能でしょうか？                                                              | 「国分寺市公共建築物等における木材利用推進方針」において、多摩産材や姉妹都市・友好都市産の木材をはじめとする国産木材の積極的な利用に努めるものとしています。当該方針の主旨、目的に沿った公共建築物整備となるよう計画をお願いします。<br>なお、当該方針については、実施要領等に関する質問への回答時、追加資料として合わせて市HPに掲載します。                                                            |
| 91  | 60 | 3    | (2) | ④ | ウ | 1)  | 設備計画全般             | BEMSの仕様について、どこまでのことが行えるものとするかのイメージをご教授いただけますか。                                                                          | 環境省の定義に基づき、「建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を把握し、需要予測に基づく負荷を勘案して最適な運転制御を自動で行うもので、エネルギーの供給設備と需要設備を監視・制御し、需要予測をしながら、最適な運転を行うトータルなシステム」とします。                                                                                                     |
| 92  | 60 | 3    | (2) | ④ | ウ | 1)  | 設備計画全般             | 公共施設側の水道・電気・ガスの子メータを設置する系統エリア分け（例：各階ごとや所管課ごとなど）をご指示下さい。                                                                 | 現段階では決定していません。設計業務の中で決定していきます。                                                                                                                                                                                                       |
| 93  | 61 | 3    | (2) | ④ | ウ | 2)  | 電気設備               | 太陽光発電10kw以上とありますが容量は東京都環境確保条例が正と考えてよろしいでしょうか。                                                                           | 東京都環境確保条例・同環境計画書制度に基づく再生可能エネルギー利用設備設置基準に準拠するものとし、同基準に基づく太陽光発電設備の設置基準容量が10kwを下回る場合は10kWを必達水準として整備するものとします。                                                                                                                            |
| 94  | 62 | 3    | (2) | ④ | ウ | 2)  | 電気設備               | 防災負荷・保安負荷(室の指定をお願いします)及び別紙資料-7の災害本部代替施設が7日間(168時間)とし、別紙資料-7の帰宅困難者一時滞在施設・二次避難所は3日間(72時間)をまかなう自家発電設備容量と考えてよろしいでしょうか。      | 防災負荷・保安負荷を含め、別紙資料-7に示す諸室の電源確保及び機能維持について、168時間の非常用電源の確保を求めています。                                                                                                                                                                       |
| 95  | 62 | 3    | (2) | ④ | ウ | 2)  | 電気設備               | 外線電話機と内線電話機の想定台数をご指示下さい。                                                                                                | 想定数量は、外線電話機5台、内線電話機30台です。                                                                                                                                                                                                            |
| 96  | 62 | 3    | (2) | ④ | ウ | 2)  | 電気設備               | 事務室では無線LANにて本庁舎で使用している内部事務系端末等が利用可能とありますが、整備に際して機器スペック等の基準はありますか？                                                       | 内部事務系は、平常時是有線接続とし、災害時に無線接続を利用する想定です。無線接続利用時は、鍵付きの情報コンセントに可搬式の無線APを接続し、無線化を図る想定です。<br>なお、LAN以外のネットワーク機器については基本的に別途となるため、現状のところ機器スペック等は決定していません。                                                                                       |
| 97  | 62 | 3    | (2) | ④ | ウ | 2)  | 電気設備               | 有線LANの校務用や一般用、TAIMS用などの必要系統数をご指示下さい。                                                                                    | 現段階で詳細は決定していませんが、必要系統数は50芯程度と想定しています。                                                                                                                                                                                                |

| No. | 頁  | 該当箇所 |     |   |   |    |                         | 質問内容                                                                                                                                                                                      | 回答                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|----|------|-----|---|---|----|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |    | 1    | (1) | ① | ア | 1) | 項目名                     |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                            |
| 98  | 62 | 3    | (2) | ④ | ウ | 2) | 電気設備                    | 無線LANは市民・来館用、事務室本庁舎内部事務系端末、事務室本庁舎基幹系端末の3系統でよろしいでしょうか。                                                                                                                                     | 内部事務系についてはNo. 96のとおりです。また、基幹系については無線は利用しません。<br>市民・来館者用のものについて、避難者用のWi-Fiは災害時はもちろん平常時から使用可能とし、避難スペースとして使用する全ての場所で使用可能なものとし整備します。なお、Wi-Fiは通信が暗号化され安全性の高いオープンローミングを想定しています。                                                  |
| 99  | 62 | 3    | (2) | ④ | ウ | 2) | 電気設備                    | 全館Wi-Fiとありますが、災害時の対策本部用は災害対策室内には有線LANとし、Wi-Fi利用と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                             | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                 |
| 100 | 62 | 3    | (2) | ④ | ウ | 2) | 電気設備                    | 携帯電話不感知対策について携帯電話会社は1社とし、指定会社はございますか。                                                                                                                                                     | 携帯電話不感知対策については、原則、主要3キャリアを想定してます。実態を踏まえ協議、対応をお願いします。                                                                                                                                                                       |
| 101 | 62 | 3    | (2) | ④ | ウ | 3) | 空調設備                    | 空調・換気設備は各諸室において操作できるものとし、管理区分ごとに一括管理できるようにするとありますが、管理区分エリア(各所管課や各階など)をご指示下さい。                                                                                                             | 現段階で管理区分エリアは決定していません。設計業務の中で決定していきます。                                                                                                                                                                                      |
| 102 | 66 | 3    | (3) | ① | イ |    | 業務の統括管理                 | 統括代理人は、本事業の複合公共施設整備事業に係る設計業務、建設業務及び民間活用事業に係る民間施設整備の相互調整・統括を行うものとする。とあります。<br>民間施設整備において、建物内にテナントが入る場合、テナント工事に関しても調整・統括が必要と考えればよろしいでしょうか。                                                  | 統括代理人は、複合公共施設及び民間施設の建設工事が完了するまでの間、要求水準書に定められた業務内容を実施するため、建設工事が完了するまでの間は、テナント工事に関しても調整・統括等を実施してください。                                                                                                                        |
| 103 | 66 | 3    | (3) | ① | イ |    | 業務の統括管理                 | 民間活用事業の運営期間は、統括代理人はいらないという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                   | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                 |
| 104 | 66 | 3    | (3) | ① | イ |    | 業務の統括管理                 | セルフモニタリングの内容に関して想定されているものはございますでしょうか。                                                                                                                                                     | 本事業におけるセルフモニタリングは、設計業務及び建設業務期間・プロセスを通じて、統括代理人を中心に事業者自らが要求水準の適合確認を行うことを指し、各業務着手時の要求水準確認計画書、業務完了時の同報告書を用いて市に適切に報告するものとしてください。<br>また、上記に関連して、統括代理人は、市の確認を得た事業工程表に基づき、各業務の履行内容・進捗状況を適切にモニタリングし、随時（定例会議等を通じて）市に報告することを含むものとします。 |
| 105 | 66 | 3    | (3) | ① | イ |    | 業務の統括管理                 | セルフモニタリングの仕様等はどのように考えればよろしいでしょうか。                                                                                                                                                         | No. 104をご参照ください。                                                                                                                                                                                                           |
| 106 | 66 | 3    | (3) | ① | イ |    | 業務の統括管理                 | 要求水準確認計算書などのフォーマットがあればご開示願います。事業者側で用意するイメージでしょうか？                                                                                                                                         | 事業者側でご用意ください。                                                                                                                                                                                                              |
| 107 | 70 | 3    | (3) | ② | エ |    | 家具・什器・備品に係る実施設計における選定業務 | 家具・什器・備品に係る選定業務、設計業務、受託者選定支援業務、及び工事費は、複合公共施設整備事業の事業費の上限7,370,547千円に含みますでしょうか。家具・什器・備品に係る工事費は別途などご教示ください。                                                                                  | 家具・什器・備品に係る購入費及び設置費は本事業費には含みません。要求水準書70頁に記載のとおり、新規購入のための受託者選定支援業務までが本業務範囲となります。<br>なお、要求水準書56頁に記載のとおり、造作家具については全て本事業費に含みます。                                                                                                |
| 108 | 70 | 3    | (3) | ① | エ | 1) | 家具・什器・備品に係る選定業務         | 「提案に当たっては、関係所管課にヒアリングを行い」とありますが、ヒアリング日程は各社自由に設定してよいのでしょうか。また、関係所管課一覧表のようなものをご提示いただきたいです。                                                                                                  | 家具・什器・備品に係る選定業務は、事業者決定後に具体に行うものとして記載しています。現段階での個別ヒアリング等を行わないでください。なお、事業者確定後には関係所管課リストをお渡しします。                                                                                                                              |
| 109 | 70 | 3    | (3) | ① | エ | 1) | 家具・什器・備品に係る選定業務         | 各課特有の家具・什器・備品におけるコストについては市側でご負担いただける理解でよろしいのでしょうか。                                                                                                                                        | ご理解のとおりです。<br>あわせてNo. 107をご参照ください。                                                                                                                                                                                         |
| 110 | 71 | 3    | (3) | ③ | イ | 1) | 建設前業務                   | 近隣説明会等の実施の際は必要に応じて国分寺市様にご協力いただけるとの認識でよろしかったでしょうか。                                                                                                                                         | No. 31をご参照ください。                                                                                                                                                                                                            |
| 111 | 72 | 3    | (3) | ③ | イ | 2) | 建設期間中業務                 | 年末年始とは、どこまでの期間をイメージすればよろしいでしょうか。                                                                                                                                                          | 年末年始休暇期間は、12月29日から翌年の1月3日までとなります。また、この期間の前後に土曜日、日曜日がある場合は、それらを含んだ期間となります。                                                                                                                                                  |
| 112 | 72 | 3    | (3) | ③ | イ | 2) | 建設期間中業務                 | 工事の作業時間に際し、工程に支障が生じ引き渡しに影響が出てしまう可能性がある場合、近隣への周知を実施し土曜日に作業することは可能でしょうか。                                                                                                                    | 建設業の働き方改革等の主旨を踏まえ、原則として土・日曜日等は工事を実施しないこととしています。進捗状況や実施する作業内容にもよりますが、真にやむを得ない理由により休日等に作業を行う場合は、近隣への丁寧な周知を行うとともに、監督員への事前届出が必要になります。                                                                                          |
| 113 | 75 | 4    | (1) | ③ |   |    | 民間活用事業の導入機能・用途に関する事項    | テナント等が入居確定に至っていない場合、提案書には業種などの情報のみの記載でよろしいでしょうか。                                                                                                                                          | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                 |
| 114 | 75 | 4    | (1) | ③ |   |    | 民間活用事業の導入機能・用途に関する事項    | 提案書提出時点において、関心表明とは異なり、市として望ましいと考えているテナントからの表明とは、どのようなものでしょうか。また意向に沿う形で、提案書に組み込まれた場合、審査の際に評価されるのでしょうか。                                                                                     | 技術提案書提出時点で入居確定に至っていない場合について、市は関心表明以上の状況を想定していません。<br>なお、民間施設の内容に関する評価は、審査基準の「別紙3 技術提案の審査項目・配点表」に基づき審査委員会において評価させていただきます。                                                                                                   |
| 115 | 75 | 4    | (1) | ③ |   |    | 民間活用事業の導入機能・用途に関する事項    | ここで言うところの入居確定とは、どのような状態になっていれば入居確定となりますでしょうか。関心表明以上且つ提案書提出時での確定の状態をお示ください。                                                                                                                | 入居確定とは、民間施設所有者とテナント入居者が建物賃貸借契約を締結できる状態を指します。                                                                                                                                                                               |
| 116 | 75 | 4    | (1) | ⑤ |   |    | 民間活用事業の事業行程に関する事項       | 市との連携の下、一体的な事業としてオープニングセレモニー等の開催を予定しているとありますが、それとは別に民間活用事業者における社内内覧会やメディア内覧会等の実施は可能でしょうか。                                                                                                 | 可能とします。                                                                                                                                                                                                                    |
| 117 | 76 | 4    | (2) | ② |   |    | 民間施設の設計に関する事項           | 「設計業務を着手に当たっては、設計業務体制、設計業務工程表、各種許認可・申請に関する事項を書面にまとめて市に提出すること。」とありますが、許認可・申請は設計業務開始時の事業者が分かりうる許認可・申請を提出すれば事足りるということでしょうか。つまり、設計業務中に分かった許認可があると想定しておりますが、このタイミングでは提出はできませんので確認させて頂きたいと思います。 | 設計業務着手時においては、その時点で把握できる限りの許認可・申請項目等を書面（リスト等）にまとめて提出するものとし、設計業務中に判明した許認可・申請項目等がある場合は、遅滞なく市に報告するとともに項目を追加した修正リスト等を提出してください。<br>なお、設計業務着手時及び設計業務中の判明にかかわらず、許認可・申請項目等に係るリスクは、原則として（市が負担する合理的な理由がない限り）事業者が負担するものとします。           |
| 118 | 78 | 4    | (3) | ② | ア |    | 民間施設の運営に関する事項           | 運営期間におけるテナントの入れ替えや事業内容の変更については本事業の条件・要求水準の範囲においては、市の承認を得られるという認識で宜しいでしょうか。                                                                                                                | 本事業の目的や要求水準、審査結果に支障をきたさないことを前提に、市と事業者において協議を行います。                                                                                                                                                                          |
| 119 | 78 | 4    | (3) | ② | イ |    | 駐車場運営に関する事項             | 最低限設けなければならない駐車場管制設備や利用方法等がありましたらお示ください。                                                                                                                                                  | 駐車場管制設備や利用方法等については、事業者提案に基づき市と事業者との協議により決定するものとします。                                                                                                                                                                        |
| 120 | 78 | 4    | (3) | ② | イ |    | 駐車場運営に関する事項             | 駐車場の営業時間は事業者により設定可能でしょうか。                                                                                                                                                                 | 市と協議の上、設定してください。                                                                                                                                                                                                           |
| 121 | 78 | 4    | (3) | ② | イ |    | 駐車場運営に関する事項             | 公共施設職員用の定期券等を準備する必要はありますでしょうか。                                                                                                                                                            | 定期券等は想定していません。                                                                                                                                                                                                             |
| 122 | 78 | 4    | (3) | ② | イ |    | 駐車場運営に関する事項             | 公共施設職員用の定期券等を準備する場合、利用料金はいただける認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                               | 定期券等は想定していません。                                                                                                                                                                                                             |
| 123 | 78 | 4    | (3) | ② | イ |    | 駐車場運営に関する事項             | 公共施設側に設ける駐車場（3台）の管理は公共施設側にて行う認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                 |

| No. | 頁  | 該当箇所 |     |   |   |    |                 | 質問内容                                                                                                                                           | 回答                                       |
|-----|----|------|-----|---|---|----|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
|     |    | 1    | (1) | ① | ア | 1) | 項目名             |                                                                                                                                                |                                          |
| 124 | 79 | 4    | (4) |   |   |    | 民間活用事業の終了に関する事項 | 契約終了までに、建物解体を実施し更地にて返還することを条件だと認識しております。更地から契約終了までの作業内容をご教授頂けないでしょうか、もしくは想定期間を教えて頂けないでしょうか。※作業内容として、完了報告を提出の上、更地状況を市の確認をして、終了抹消手続きを行うと記載があります。 | 借地期間満了までに更地返還できるよう、事業者にてスケジュールを設定してください。 |
| 125 | 79 | 4    | (4) |   |   |    | 民間活用事業の終了に関する事項 | 民間敷地を更地に返還するにあたって、杭の残置処理については、フーチングは撤去、杭は残置とする更地計画で宜しいでしょうか。                                                                                   | 杭も含めて撤去していただきます。                         |

※留意事項

上記の質問回答のうち、以下の回答は本事業の基本的な条件に係る内容となるため、必ずご確認ください。

該当No. ：No. 43・No. 102